

慶弔・交際費の支出基準

慶弔・交際費の支出にあたっては、団との良好な関係を維持するために必要と判断されるもので、その相手先、支出の時期・内容は、役員協議により決定する。

1. 贈呈関係（金額は上限を示す）

事務手続担当は、①～⑤は事務局、⑥～⑧は渉外とし、支出の決定は役員協議とする。

	中元・歳暮	定期演奏会等	記念演奏会	その他
① 名誉顧問	5,000 円	—	—	役員協議とする
② 顧問	5,000 円	—	—	
③ 常任指揮者	5,000 円	—	—	
④ 音楽指導者等(※)	5,000 円	—	—	
⑤ その他関係者	5,000 円			
⑥ 関係諸団体	—	3,000 円	5,000 円	
⑦ ③の勤務校吹奏楽部	—	5,000 円	10,000 円	
⑧ その他学校吹奏楽部	—	3,000 円	5,000 円	

※音楽指導者等とは、団が定期演奏会でのゲスト出演および音楽技術指導のため依頼した指揮者、作曲・編曲者および演奏者などをいう。

2. 接待関係

吹奏楽連盟および各種協会主催の代表者懇談会および音楽指導者等との懇談等に要する飲食費は、以下のとおりとする。（対応者については代理出席も認める）

	対応者	朝食・昼食	夕食
連盟および各種協会 代表者懇談会	団長 事務局	全額個人負担	3,000 円を上限に 実費の半額を団が負担
音楽指導者等との 懇談会（接待）	音楽指導者 常任指揮者	団が全額負担	団が全額負担
	団長 インスペクター	全額個人負担	3,000 円を上限に 実費の半額を団が負担

注) 私有送迎車にかかる駐車場代等は領収書により実費で団が支給（慶弔・交際費で整理）

3. 慶弔関係

事務手続担当は、①は渉内、②は事務局とする。

	結 婚	葬 祭
① 団員本人	電 報 (※)	電報、供花、香典
② その他	役員協議とする	

※フルバンドの依頼がある場合は除く

4. その他

上記以外での金銭の支出については、すべて役員協議により決定する。